

第1回 吹田市地域福祉計画推進委員会 議事録（要約版）

1 日 時 平成25年（2013年）8月19日（月）午後2時から午後4時20分まで

2 場 所 保健センター 研修室

3 出席者

(1) 委員 11名

藤井 伸生委員長 松木 宏史副委員長
大町 孝委員 熊井 茂治委員 中谷 恵子委員 富士野 香織委員
松橋 継男委員 由佐 満雄委員 松村 由貴委員
久原 正子委員 吉村 修委員

(2) 市職員 16名

太田副市長
春藤こども部長
守谷福祉保健部長
増山こども部次長
山本高齢福祉室長
田淵障がい福祉室長
清水総合福祉会館長
橋本内本町地域保健福祉センター所長
村上亥の子谷地域保健福祉センター所長
吉田千里ニュータウン地域保健福祉センター所長
高崎高齢支援課長
澤野地域福祉室長
山内福祉総務課長
原田福祉総務課地域福祉担当主査
三枝福祉総務課地域福祉担当主任
山岡福祉総務課地域福祉担当係員

(3) 社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 1名
広田地域福祉課長

4 内容

- (1) 開会
- (2) 委員委嘱
- (3) 副市長あいさつ
- (4) 委員紹介・市職員紹介
- (5) 議事

ア 役員選出（委員長及び副委員長）

吹田市地域福祉計画推進委員会規則第4条第1項に基づき、委員の互選により委員長に藤井伸生委員、また副委員長に松木宏史委員が選出されました。

委員長あいさつ

委員長

今日はとても暑いのですが、こんな暑い日に熱中症で命を絶たれてしまうような悲劇が全国であるようです。吹田市でもこのようなことがないよう、支援を必要とする方々の安否について私たちがしっかりと連携して、そのような事態にならないような手立てを一緒に検討できればと思います。地域福祉計画推進の役割を拝命いたしまして10年近くになりますが、私に関わることで吹田市の地域福祉発展に少しでも寄与できていればいいなと思いますが、まだまだ不十分な面が多いのではと思います。住民の命や暮らしが関わっている仕事だと思しますので、やはり1日でも早く様々な手立てを積極的に打ち出して命を大事にする吹田市にしていきたい。そういった思いでやらせていただきますので、ぜひとも御協力をお願いしたいと思います。

副委員長あいさつ

副委員長

私もこの委員会に関わらせていただきまして3～4年経つのですが、本当に毎回地域福祉の問題が具体的に議論されて、少しずつ確実に一步一步改善されていると感じています。一方で私はこの委員会の作業部会に関わっていますが、作業部会での議論をこちらの委員会へフィードバックできるよう少しでもお役に立てればと思っております。

附属機関について

委員長

前回の第2次吹田市地域福祉計画推進委員会の中で、本委員会の位置付けについて市で検討されるという報告がありました。そのことについて事務局から経過報告をお願いいたします。

事務局

昨年度本市では、全庁的に附属機関の見直しが行われました。平成25年（2013年）3月定例会において、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を提出し、この条例案が可決されました。それに伴いまして、本委員会は市長の附属機関として位置づけられました。関係資料は資料2と3になります。資料2は改正されました執行機関の附属機関に関する条例になります。第1条を御覧いただきますと、この条例は地方自治法第138条の4第3項に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとするものとあります。続きまして第2条ですが、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置くとあります。3／5ページの下段に別表がございます。そして、5／5ページの2行目に附属機関名として吹田市地域福祉計画推進委員会、担任意務として地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項とあります。それから資料3を御覧下さい。これまでの設置要領に変わりをまして、新たに策定いたしました吹田市

地域福祉計画委員会規則となります。趣旨として第1条で、この規則は執行機関の附属機関に関する条例第3条の規定に基づき、吹田市地域福祉計画推進委員会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとするがあります。任務として第2条で、委員会は市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について調査審議し、答申するものとするがあります。第2項といたしまして、委員会は、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について、市長に意見を述べるものとあります。本委員会につきましては、これまでも設置要領に基づきまして地域福祉計画の策定や推進について、委員の皆様様の御意見や御提言をお伺いし計画に反映するなど、実態として地域福祉計画の進捗調査や地域福祉計画の策定を任務としてきたもので、事実上これまでも附属機関に類する機能を持っていたものと考えられます。昨年度本市において全庁的に附属機関の見直しが行われる中で、本委員会につきましても検討した結果、附属機関と位置づけることとなりました。ただ、附属機関に位置づけられましたが基本的には皆様方をお願いする役割に変更はありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

作業部会の設置について

委員長

これまでの第2次吹田市地域福祉計画推進委員会にも設置しておりましたが、本委員会にも部会を設置したいと考えております。そこで部会に属すべき委員ですが、前身の作業部会にも参加いただいております松木副委員長、吉村委員に継続してお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではお二方をお願いしたいと思います。そして部会の部会長ですが、前回と同じく松木副委員長をお願いしたいと思いますのですがいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのようにさせていただきます。それでは議事にうつらせていただきます。

会議の傍聴について

(傍聴者なし)

イ 地域福祉活動体験実習について

委員長

これは市の職員の方々が地域福祉活動に参加することで、地域福祉への認識を深めていただき市の職務に反映させていくという研修ですが、そのことについて御報告をお願いします。

事務局

資料4の平成25年度(2013年度)吹田を知る【地域福祉編】「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」実施要領を御覧ください。

平成20年度(2008年度)から実施している取り組みでして、職員を対象として地区福祉委員会が実施しております子育てサロンやいきいきサロンに実習として参加しています。昨年の参加は30名でした。取り組みの目的ですが、地域福祉計画や吹田市社会福祉協議会及び地域福祉活動について職員への周知を図ることや、地域住民の方々が取り組む地域福祉活動に参加することで福祉意識の向上を図り、公民協働について理解を深めることとなります。開催時期ですが、9月から12月を予定しています。なお、本年も吹田市社会福祉協議会の協力をいただき実施したいと考えております。体験実習の内容ですが、まず事前に地域福祉計画や社会福祉協議会、地区福祉委員会活動について講義を行いまして、その後、各地域で実習を行います。事前講義では地区福祉委員会と共に地域福祉を推進するCSWとの座談会の時間も設けています。座談会の中で、職員が実習に参加する上での疑問点等を解消しています。また、昨年から、可能な限り準備の時間から参加させていただいております。反省会を行う地区福祉委員会もありますので、なるべく参加をするよう参加職員に周知してまいります。資料4の裏面以降は職員向けの通知文になります。参考までに添付させていただきました。報告は以上になります。

委員長

ただいまのことについて何か質問はございますか。事務局から説明が少しありましたが、地域福祉活動の実習だけではなく、事前準備、反省会まで関わってもらい、地域の活動を職員に知っていただくということです。現在のところの申込状況はいかがでしょうか。

事務局

数名の応募があるという状況です。

委員長

まだ申込期間はあると思います。地域の方の御協力をいただいての活動になると思うのですが、資料に様々な地域福祉活動の紹介がありますし、かつて参加された方の声も載っています。そういった内容を見てもらって職員の方に参加していただければと思います。是非とも研修活動が活発に進むことを期待しております。

ウ 地域福祉市民フォーラムについて

委員長

続きまして、地域福祉市民フォーラムですが、この取り組みも毎年実施しております。事務局で準備いただいた案がございますので提案いただきます。

事務局

資料5の平成25年度(2013年度)地域福祉市民フォーラム概要案を御覧ください。

地域福祉市民フォーラムですが、吹田市の地域福祉を住民の皆様とともに考える場として、平

成 18 年度（2006 年度）から吹田市と吹田市社会福祉協議会の共催で実施している取り組みです。今回は第 2 次吹田市地域福祉計画が中間年度といったことを意識したプログラムとさせていただきました。

日程ですが、11 月 17 日（日）午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分を予定しています。場所は保健センター研修室と総合福祉会館内の各部屋になります。プログラム案といたしましては、まず、第 2 次吹田市地域福祉計画のこれまでの歩みについて報告いたします。基調報告では、後に行われますワークショップが盛り上がるよう、第 2 次地域福祉計画の残りの計画期間に推進すべき方向性についても言及していきたいと思えます。基調報告の報告者ですが本推進委員会委員長の藤井先生にお願いしています。続いて、住民の皆さん同士で自由に意見を交わすワークショップを実施いたします。今後の地域福祉を考える上で重要と思われる 3 つのテーマを用意させていただきました。

資料の裏面を見ていただきますとワークショップのテーマ案を記載しております。前回実施しました平成 21 年度（2009 年度）では子育てしやすいまちづくり／障がいのある人が暮らしやすいまちづくり／高齢者が暮らしやすいまちづくりの 3 つでした。今回のテーマですが、災害に強いまちづくり／孤立をさせないコミュニティづくり／みんなで支えるのびのび子育てを予定しています。また、ワークショップの各グループのファシリテーター役として福祉総務課、CSW、各テーマに関係する各室課職員を考えています。

続きまして、ワークショップの講評ですが、当日のお時間の都合もありますので、助言者に各グループを巡回していただき、まとめて講評をしていただくことを考えています。助言者として、本委員会の副委員長の松木先生、大阪大谷大学の船本先生、あともう一方にお願いする予定をしています。市民フォーラムの広報についてですが、市報すいた 10 月 1 日号やホームページにて周知いたします。その他、地区福祉委員長会や民生児童委員協議会等にも御案内をさせていただきます。また、市内各施設にチラシやポスターを配布する予定です。

申込についてですが、今回はワークショップ形式で行いますので事前申込制といたしました。申込期間は 10 月 1 日から 11 月 4 日までになります。はがき、ファックス、又はメールで住所、名前、電話番号、参加したいワークショップのテーマを第 2 希望まで、テーマについての最近の関心事、保育希望の有無を書いていただくこととしています。

本フォーラムを、市民の皆さんと今後の地域福祉について考える機会とさせていただきます。報告は以上になります。

委員長

基調報告やワークショップを通じて、今、吹田市がどのようなことをしているかを知っていただくと同時に、市民の方々がどのように活動していけばいいかを認識し、提案があれば意見を頂くといい場を想定しています。ワークショップのテーマとして「災害に強いまちづくり」「孤立をさせないコミュニティづくり」「みんなで支えるのびのび子育て」という今話題になっていることを設定させていただいたと思います。障がい、高齢、児童という分け方ではなく、それぞれのテーマごとに話し合いをすることができます。3 つ目のテーマは若い方にも関わってもらいたいという思いもあって、子育てを表に出していますね。皆様、このフォーラムの開催について、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

A 委員

ワークショップの時間ですが、午後2時25分から午後3時35分までの1時間10分を予定されていますが、適当な時間でしょうか。

委員長

長いのではないかとということですか。

A 委員

短いように感じます。移動時間として20分取ってありますので、移動時間を短くしてワークショップの時間にあてるほうがいいと思います。知らない人が集まって話し合いをしますのです。

委員長

もう少しワークショップの時間を延ばすことが出来ないかという御意見ですね。平成21年度(2009年度)のワークショップの時間はどうでしたか。

事務局

前回のワークショップの時間は1時間でしたが、アンケートの中で時間が短いという意見を頂いていましたので、なるべくワークショップの時間を長めに確保させていただきたいと思います。

委員長

最後に移動時間と休憩で20分とっていますね。このあたりは5分ほどつめられるかもしれませんね。初めて顔を合わす方が大半だと思いますので、自己紹介等で10分から15分かかることも考えられます。自己紹介を省いてもいいとは思いますが、なじみを持ってもらったほうがいいと思いますので、移動時間、休憩時間の調整をしてワークショップの時間を75分、80分くらいに増やす方向で検討をお願いします。また、市の職員の方やCSWに進行役を御依頼するかと思いますが、その節は快くお引き受けいただければと思います。また、委員の方もそれぞれの立場でワークショップに大いに参加していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

B 委員

ワークショップのテーマ案についてですが、委員長が言われているように幅広くテーマを立てていると思います。その中でも「災害に強いまちづくり」は少し意味合いが広すぎると思います。いわゆる防災などに取られがちかと思ひまして、ニュアンスが広いように感じます。

委員長

広いというのはハード面、ソフト面、構造物の耐震のこともあるでしょうし、障がい者の認知ということもありますね。

B委員

そうですね。福祉という点から見ると少しそぐわないのではないのでしょうか。

委員長

どちらかといえばソフト面が中心ですね。今はゲリラ豪雨等がありますが、そういったところはメインではないですよ。災害に強いまちづくりというテーマだと、そのようなことも含まれてしまうということでしょうか。B委員、他に何か適切な言葉等ありますか。

B委員

今は少し思い当たらないのですが、現在のテーマ案だと一般の人から見ると、福祉的な印象ではなく防災寄りに取られてしまうのではないのでしょうか。

委員長

事務局、どこかにワークショップのテーマについて説明文が入りますか。

事務局

細かい説明を入れることを予定していませんが、申込の際にテーマについて関心のあることなどを記入していただくと考えております。それによりワークショップのグループ分けをさせていただきたいと思いますが、B委員が言われたようにハード面、建物の耐震などに主に焦点が当たりますとフォーラムの目的からも少し外れるのかなと思います。テーマの書き方や注意書きを入れるなどして、主にソフト面を検討していきたい旨が伝わるようにはしたいと思います。

委員長

そのような方法も考えましょう。ただ、ハード面もとても大事です。もしそういった問題意識を持った方が参加するようであれば、土木関係者や関係部署の職員などに来ていただいて、説明をしていただくことはできますか。市民フォーラムは市の関係者と話し合う場ではなく、市民がいろいろな思いを出す場所ではあると思いますので。

事務局

災害のハード面に注目している方がいらして、そのようなグループが作られるのであれば、関係部局に相談することはできます。

委員長

テーマは3つありますが、ワークショップは3グループだけを想定しているわけではないですよ。

事務局

前回と同じように希望が多いテーマにつきましてはグループ数を増やしますので、3グループを想定しているわけではありません。

委員長

ソフト面のことを少し触れておいたほうがいいかもしれませんが、仮にハード面に関心がある人が多ければ、そういうグループを作れなくはないということですか。

事務局

そういうことがあれば、できるだけグループを作る方向で考えたいと思います。

委員長

テーマ案の広さの問題については、具体的な関心事を書いていただくということでグループを分けていくということですので、ハード面に関心のある人が5人ほど集まればそういうテーマのグループも作って対応するという方向性にしましょう。テーマ案については、もう少し具体的なイメージがあれば、より良いかと思しますので事務局は検討をお願いします。11月17日はしばらく先のように思いますが、案外すぐ当日を迎えることとなりますので、市民フォーラムについて御配慮いただければ、ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

エ 地域福祉計画にかかわる事業の概要と実績について

委員長

平成24年度（2012年度）分の地域福祉計画にかかわる事業の活動等をまとめていただいております。後の議事にもありますが、第2次地域福祉計画の中間年度ということもありまして、中間報告をまとめる必要があります。その前段の報告になろうかと思しますので、そのようなことも御承知の上でお聞きいただければと思います。それでは事務局から御説明ください。

事務局

資料6の吹田市地域福祉計画にかかわる事業の概要と実績を御覧ください。

本取組みは、地域福祉計画にかかわる事業の概要及び実績の進捗状況を庁内の各室課に照会し、まとめております。例年実施している取り組みでして、その内容を要約して御報告いたします。ページを1枚めくっていただきますと、区分別（今後の方向性）地域福祉計画に関わる事業数とありますが、平成24年度（2012年度）の総数は334事業でしたが、平成25年度（2013年度）の総数予定は321事業となっております。右のページに3室課等別事業数一覧とありますが、地域福祉計画に関わる室課は46室課及び吹田市社会福祉協議会となります。次ページを御覧いただきますと行政機構順に地域福祉計画に関わる事業の概要と実績をまとめております。実績の中身について、いくつか御報告いたします。

9ページの地域自治推進室が担当しております市民公益活動センター（通称ラコルタ）事業ですが、昨年9月に開設し、多分野にわたって活動している市民公益活動団体に対し総合的に支援しています。センターの方針として

- ① 市民公益活動を行うNPOやボランティアの活動を支援する。
- ② 何か社会に役立つことをはじめようとする市民や事業者を増やす。
- ③ 教育・研究機関や行政との間で交流を深めて情報を共有する。

といったことが掲げられています。

13 ページの子育て支援室が担当しております吹田市MY TREEペアレンツ・プログラム事業ですが、昨年から実施している取組みでして、子育てにつらさを感じ、子どもを傷つけてしまうような言動や行動に悩む親のための支援プログラムです。子どもとの関わり方の学習やグループワークを行い、セルフケアと問題解決能力を身につけることを目的としています。今年度以降も実施する予定です。

また、大変申し訳ございませんが1点資料の修正がございます。30 ページの下から3行目にあります総合相談支援業務ですが、事業の実績部分に相談件数が5,723件とありますが7,978件へ修正をお願いいたします。

続きまして、59 ページの最後の行にあります社会福祉協議会が担当しております地区福祉委員会活動ですが、昨年、社会福祉協議会と33地区福祉委員会及び関係する6団体とで懇談会が行われております。懇談会ではまず、社会福祉協議会から第2次地域福祉活動計画と平成24年度（2012年度）の社会福祉協議会事業計画と重点目標を説明し、その後は地区の地域福祉活動の進捗状況や課題について活発な意見交換をしています。昨年より施設連絡会もオブザーバーとして参加し、延べ55施設、60人の参加があったようです。

事業の概要と実績の報告は以上になりますが、現在、第2次吹田市地域福祉計画がどのような施策展開をしているか把握し、本計画の目標がどの程度達成されているかを確認するため、庁内の各室課と分担して地域福祉計画に関わる事業の自己評価を行っています。次回の推進委員会では、行政側で実施した事業の自己評価を基礎資料として、地域福祉計画に関わる事業の市民評価の実施を予定しております。皆さまには大変お手数をおかけいたしますが、御協力いただきたくお願い申し上げます。詳細事項につきましては、追って報告させていただきます。以上になります。

委員長

地域福祉というのは縦割りでなく、横につないでいきますから様々なものが関わってくるわけですね。地域福祉計画に関わる事業の概要や実績について、いくつかポイントになるようなものを御紹介していただいたわけですが、他のことについても御覧頂きたいですし、現時点で何かお気づきの点、御意見、御質問がありましたらお伺いしますがいかがでしょうか。

平成24年度（2012年度）のものを出していただきましたが、評価する上でも経年変化といえますか、平成24年度（2012年度）以前はどうであったか、特に数字で示せる事業についてはそういうものもあつたら、評価しやすくなると思います。データはあろうかと思しますので、そういうものも記載いただいて議論させていただきたいと思います。議事の力のところで中間報告書の作成がありますけれども、そのような準備もあれば、なおいいかと思えます。よろしく申し上げます。

また、社会福祉協議会の活動についても行政で取りまとめていますが、いろいろな実績に対する評価や豊かな実績として評価できる面があるかもしれません。C委員のほうでも御検討いただき提供していただければと思います。

B 委員

内容ではなくミスプリントですけれども、57 ページの上から三段目ですが、社協だより等発行事業の平成 24 年度（2012 年度）の事業実績、一番下の行ですけれども、「介護と予防」の冊子の監修とありますが、冊子を監修した、ということだと思います。

委員長

誤字脱字ですね。ありがとうございます。是非、各委員の方々にも直接関わっているような事業がありますので、その辺りをしっかり見ていただければと思います。先ほど事務局から提案がありましたけれども、市としての自己評価の後に市民評価をしていきたいとのことです。市民評価をする上で皆様にも評価していただきたいと思ひますし、何年か前に実施した時は各地区の福祉委員長の方々にもしていただきました。市民評価の仕方はまだ確定していませんが、市民の方がどう感じているかがとても大事になりますので、そういう観点もよろしくお願ひします。

C 委員

これだけ膨大な活動、取組みを行われているのですが、市民の方々にこれだけのいろいろな福祉活動が理解されているかどうかの把握が大事かなと思ひます。一部の専門的な方が御存知であってもいけませんし、これだけのものが地域でどれだけ受け入れられているか、理解されているかという視点が重要です。市民が理解しない中ではどのように評価を行うのか、具体的なものが見えないかと思ひます。

委員長

市民の方がそれぞれの活動の大切さを認識していただいて、一歩でも活動に足を踏み込めるようにすることが大切です。事業のメニューだけ見ると、数も多くすごいのですが、それが市民のくらしにどう繋がっているかが大事になろうかと思ひます。評価するときにはそのような視点で評価していきたいと思ひますし、広報はなさっているかと思うのですが、その周知状況も大事な視点だと思います。

また、事業については新規事業も入っていますが、廃止されたものも部分的にはありますね。廃止や事業の変更等はこの資料には出てきていますか。

事務局

平成 24 年度（2012 年度）に廃止されたものは平成 24 年度（2012 年度）区分というところで廃止という文字が入っています。また、平成 25 年度（2013 年度）に廃止されるものは平成 25 年度（2013 年度）区分で廃止となっています。

委員長

より必要な施策へ移行することはあつて良い話だと思いますので、そういうところもしっかりつかんでいくことも大事ではないかと思ひます。

B 委員

すみません。34 ページの障がい者相談支援事業が廃止となっておりますが、これは他の事業で補完するという理解でよろしいですか。

障がい福祉室長

これは継続の誤りではないかと思えます。平成 25 年度（2013 年度）委託相談事業 5 ヶ所につきましては、引き続き事業を行っております。合わせまして、次のページに廃止事業がいくつかありますので、少し御説明させていただきます。

35 ページ下 3 つの項目についてですけれども、難病ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業ならびに難病患者等日常生活用具給付事業というのが区分廃止となっております。これは平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から施行になりました障害者総合支援法の中で障がい者の定義というところに難病患者が追加されたことによるものです。難病の患者につきましても、障がい福祉サービスの各訪問ヘルプサービス、短期入所事業、日常生活用具及び補装具に含まれることになりました。難病だけを抜き出す必要がなくなったということです。

それからその下の 36 ページの下から 2 つ目の児童デイサービス給付費支給事業につきましても平成 25 年度（2013 年度）区分は廃止になっておりますが、事業概要を御覧頂きますと、在宅の障がい児に対し、通所によりサービスを提供するための給付費で、平成 24 年（2012 年）4 月からこども部の放課後等デイサービス事業に法制度が変更されたということで、こども部の所管事業になりました。事業自体がなくなったものではございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長

他に御質問ありますでしょうか。制度が移行した、移行せずに何らかの事情で縮小したということもあるかもしれませんが、どういう議論でその結果になったのかを事務局で中間まとめをしていただいたらわかりやすいかなと思えます。今この場で廃止、縮小の説明をするのは大変かと思えますので、是非そこに至った経緯を取りまとめいただくようお願いいたします。特に廃止、縮小については御注意ください。

非常にたくさんの項目がありますので、まずは自分の仕事で興味関心のあるところから入っていただき、全体像も含めて目配りしていただければありがたいと思えます。先ほども申し上げましたが、市民評価を行う上で委員としても評価していかなければならないということになりますので、わからないこともたくさんあるかと思えますが、鋭意理解できるようにお努めいただければありがたいと思えます。

オ 重点課題の進捗状況について

委員長

地域福祉計画の中で 5 つの重点課題が定められていますが、特に 2 つのことについて進捗状況の報告及び皆様との議論をしたいと思えます。

(ア) 要援護者の災害時における地域での支援体制の充実について

事務局

資料9に基づきまして御説明させていただきます。まず始めに、福祉避難所の指定についてですが、資料9の2の福祉避難所の定義を御覧ください。福祉避難所とは「災害時に高齢者や障がい者、妊婦など特別な配慮を要する災害時要援護者を対象に開設する避難所」のことでございまして、災害発生後に必要性が認められた場合に開設するものでございます。

次に、1の福祉避難所の開設の背景及び経過でございますが、阪神淡路大震災後に「震災関連死」が相次いだことから、国は平成18年(2006年)に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、福祉避難所の設置・活用を打ち出しまして、平成20年(2008年)6月には「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは要援護者に対する心のケアや相談等を行う生活相談員の配置などの福祉避難所の設置・運営についての基本的な事項が示されております。また、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災後においても、高齢者などの「震災関連死」が相次ぎ、福祉避難所の必要性が再認識されたところでございます。本市におきましても、災害時要援護者が安心して生活出来る体制を整備するため、「福祉避難所指定等に向けて運用指針」を設けまして、市有施設9箇所の福祉避難所の指定に向けて検討を進め、本年3月1日付で総合福祉会館と障害者支援交流センターの2箇所を福祉避難所として指定いたしました。今後、残りの市有施設7箇所及び民間施設の指定についても、速やかな指定に努めて参りたいと考えております。なお、指定した2施設の詳細につきましては裏面の3の指定した施設名を御覧ください。

次に災害時要援護者名簿の義務化についてです。(1)の災害対策基本法の改正についてですが、本年6月17日付けで災害対策基本法等の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決、成立いたしました。この内容でございますが、名簿の作成が市町村に義務付けられ、名簿作成のための個人情報目的外利用、災害時の避難支援等のための個人情報目的外利用や災害時に社会福祉協議会、自主防災組織などへ名簿情報を提供することが、本人の同意なしに可能となったものでございます。

(2)の本市の取組みについてですが、本市の災害時要援護者登録制度は、平成21年度(2009年度)から実施しているものでございまして、災害時に避難する際に支援を必要とする、氏名、住所などの個人情報を地域の支援者に提供することに同意した人を名簿に登録しております。今回の法改正により、従来からの要援護者名簿に加えて、本人の同意の有無に関わらず災害時に避難支援が必要と考えられる要援護者の名簿を作成することが必要となりました。今後、関係部局と協議のうえ、災害時要援護の対象者を明確に規定し、名簿の整備に努めてまいりたいと考えております。

ちなみに北摂各市では、従来から名簿登載者基準を具体的に決めておりまして、要介護認定者では要介護3以上の者をおおむね対象とし、障がい者では身体障害者手帳の1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者としております。また、いずれの市も65歳以上かつ自力で避難することが困難と思われる方も対象としております。以上でございます。

委員長

災害時における要援護者への地域での支援体制が大きなテーマになっていまして、現在の進捗

状況の御説明がありました。福祉避難所と災害時要援護者名簿の義務化についての報告だったわけですが、皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。

C委員

今、要援護者の登録者はどれくらいおられますか。

事務局

5月14日現在で1,447名です。手上げ方式、同意方式で同意されている方です。

C委員

こういった障がいや高齢ということで登録名簿に該当する方々はどれくらいおられますか。そのうちの何割ぐらいの方が登録していますか。

事務局

試算はしていませんが、例えば今申し上げた北摂の基準である要介護3以上あるいは身体障がい者1、2級で考えると、該当者は概算で1万人は越えると思います。手上げ方式と同意のない方の2種類の名簿を作っていかなければいけないと思っております。

C委員

登録されている方々は吹田市内で1割前後ということですね。支援を必要とされる方々が地域の中で把握されていないということになるのでしょうか。福祉避難所について取り組んでおられるのですが、一番大事なのは一次避難所との関わりではないでしょうか。障がいをお持ちの方々は吹田市内の何箇所しかないような施設に一挙に一時避難することはできません。まず地域の一次避難所に避難誘導されると思いますので、要援護者名簿の地域での自主防災組織等々への告知ですとか、つながりなどをどのように把握しているのでしょうか。災害が発生したときに生きたものになるかどうか、心配なところです。大きな課題ではあるのですが、今後どうするのかお考えをお聞きしたいと思います。

事務局

災害発生時には、まず、一次避難所である学校、公民館に避難していただきます。その後、例えばバリアフリーになっていないところに車椅子の方が避難するとなかなか動きづらいということで、二次避難所として福祉避難所が準備されます。先ほど委員も言われましたが、今一番の課題と考えていますのは支援者による個別支援計画の作成です。この個別支援計画の作成、整備が上手く進んでいませんので、課題と認識しています。名簿につきましても地域支援組織で止まっていて、単一の自治会にまで浸透していないというのは確認しております。そのことについて周知を図るため、自治会や地域支援組織へ個別に回っていきたいと考えておりますが、災害時要援護者支援事業の事務局体制が少人数ということもありまして、進んでいないのが現状です。地域支援組織に対する個別支援計画作成の働きかけは今後の課題として認識しております。

D委員

この福祉避難所につきまして、事前に我々施設連絡会にもお話がありました。公立施設が9箇所のうち2箇所指定されたのですが、残りの7箇所以外の民間施設についてどのようにするかというお話でした。これから先々で民間福祉施設をどのように福祉避難所として指定していくか、話し合いを詰めていくことがたくさんあるわけです。市が所有している施設ならいいと思いますが、民間の社会福祉法人などが運営している施設を指定する場合、相当な話し合いが必要だと思います。本来、急ぐ必要があるものですが、かなり検討する時間が必要かと思います。民間施設は優先順位として利用者が一番でして、その次に地域の方々の避難の受け入れが想定されますが、そういったときにはどうするのか、そのための人員等も含めて話し合いをする必要があるのかなと感じています。

事務局

先月、社会福祉協議会施設連絡会の幹事会へ出席させていただきました。総合福祉会館や障害者支援交流センターは市の直営施設ですので、福祉避難所の協定書は必要ありませんでした。しかし、市の指定管理者が運営する施設や民間の施設については当然協定書を結ばなければなりません。協定書は概略的なものですが、その中で個別に覚書等で様々なことを各施設で決めていきます。例えば運営指針の中で、バリアフリーであること、耐震耐火構造であること、おおよそ30平米以上のスペースがあること等、クリアすべきところがあります。30平米で10人の方の避難を想定しています。また、障がい者の作業所では耐震がなされていない場合が多くありますので、なかなか福祉避難所の指定は出来ないのですが、例えば人の派遣は出来るということであれば、個別に支援協定を結ばせていただく予定です。建物だけではなくて、人材の派遣についても協力していただける施設については協定書を結ばせていただきたいと思いますと考えております。

委員長

この議論はいつごろから始まっていますか。福祉避難所の考え方についてですが、2年くらいは経っていますか。

事務局

国では平成18年(2006年)に災害時要援護者の避難支援ガイドラインができ、平成20年(2008年)に福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを策定しています。

委員長

もう5年ほど経っているわけですね。課題が大きいのので、すぐに事は進まないと思いますが。

D委員

5年ほど前から話し合いをしてくだされればもっと早かったと思うのですが、現実には今年度から議論を始めました。

委員長

どこの福祉施設も災害時のための余裕があるわけではなく、元々余裕があるように作ってあればこういうときの対応も出来るのですが、難しいですね。

D委員

30 平米で 10 人というお考えでしたら、全く足りません。

委員長

国の方向性や指針ももちろんありますよね。拡充する際に財政支援するとかそういったことまではないのでしょうか。

事務局

災害救助法が適用された場合には、福祉避難所を開設した費用については国が支出するということになっています。

委員長

上手くそういうものを使いながら、具体的な検討をすることが求められているのでしょうか。その他、いかがですか。名簿ですが吹田市では手上げ方式で行ってきましたが、法が改正されて、緊急時は同意が無くても提供するということですね。

事務局

はい。

C委員

名簿登録者をどんどん増やさなければいけないと思いますが、災害はいつ起こるかわかりませんし、それをどう生かすかが問題です。吹田市では平成 26 年（2014 年）1 月 19 日に吹田市一斉防災訓練を行う予定ですが、せつかくこういった名簿があるのですから、活用すべきだと思います。各地区の避難誘導等で自主防災組織に実績を報告しているわけですから、その中に災害時要援護者登録名簿の方々がどれだけ含まれているかなど、具体的に行動すべきだと思います。まだ何も実践をしていないわけですから、そういうことを徐々にやりながら登録者名簿を増やしていくというような取組みにしないと、絵に描いた餅で何の効用もないのではと思います。

委員長

避難訓練等ではまだ活用されていませんか。

事務局

先ほど申し上げましたように、災害時要援護者名簿は各地域支援組織の管理者や会長、副会長には渡っていますが、そこから地域の単一の自治会には渡っていません。なぜかといいますと、個人情報の取扱いの厳格さがハードルになっていまして、情報がおりにいきません。我々として

は地域の支援者が避難所に要援護者をどのようにお連れするか、というような個別支援計画の作成が重要と考えております。平常時に本人を交えて話し合っていた中で計画を作成いただき、災害時にはその計画をもとに避難所へお連れすることになります。名簿が一部の方のところで止まっているという状況でございます。いかにして単一自治会の方々に情報を渡していくかというのが重要でございまして、それをするための働きかけと申しますか、そういったことをやっていかなければと思っております。

委員長

個別支援計画という形で、いざという時に誰が支援するかということが具体的に決まっていないうことですね。

事務局

進んでいる地区もあるとは聞いておりますが、市全体で申しますと、まだまだ進んでいないということです。

委員長

是非、進んでいるような地域があれば、そういうものを事例として御紹介いただきながら、各地域でもそういう実践をやりましょうという働きかけがあったらいいのでしょうか。

E 委員

介護度から言えば要介護3っていうのは重いのですよね。ひとり暮らしの方は結構多いですから、家族の方にどの避難所に避難させるといったことは事前に了解いただくことが必要です。お父さん、お母さんがどこに避難しているかということや家族が把握されていれば、面会するときに迷うことがなくてよいかと思います。また、吹田は坂が多く、災害時に車椅子が上手く通れるかもわかりませんし、場合によってはおんぶをしなければならないこともあるわけです。支援を担う人は本当に大変だと思います。

私はシニアシングル研究会、認知症研究会などの介護問題の研究会のほうに関わっていますが、他市と交流することがありまして、先日三田市と交流会を行いました。他市のいい部分を参考に、吹田は吹田でやらなければならないことはわかるのですが、その中で見えてこない部分もあります。そして、三田市の方から吹田市はどんなことをされているのですか、と反対に質問を受けましたが、申し訳ないのですがどういうことをしているかここで勉強させてもらっているところです。その中で本当にこのようなことが出来るのかと感じています。私自身地域の中で何か関わっているといえば、何も関わっていません。どなたかに何か手助けできるかなと思いますが、地域の中でそういったことは全く意見としてあがらないし、回覧板にも回ってきません。このような大切なことをなさっているのなら、もっと一般市民にまで浸透するように宣伝していただければいいと思います。また、要介護3以上でなければ名簿に登載されないとのことですが、要介護1、2の人にも難しい人もおられますので、そういったところも考えていただければいいかと思います。

事務局

災害時要援護者施策につきましては、もちろんホームページや市報等を通じてこれからも広報していきますし、北摂の基準はあくまでもパターンとして多いということでお示しいたしました。要介護2だからダメというわけではなくて、先ほど申し上げましたように同意していただければ要支援の方でももちろん、要援護者名簿に載せていくというのは変わりません。今後、介護保険課や関係部局と協議していく中で、どのような人たちを同意書なしの名簿に載せていくかということは検討してまいりたいと思います。

B委員

個別支援計画につきましては、先ほどから言われているように、具体的に行いませんと絵に描いた餅ですので、少なくとも登録した方を引っ張り出して防災訓練などを行うべきです。1人でも多くの命を救うためには、日常から意識させないと、いざというときに役に立たないと思いますので、何らかの形で対応していただければと思います。それと福祉避難所には障がい者や高齢者に対応した食事、薬、例えばおむつですとか、そのようなものは準備されるという計画ですよな。

事務局

市の財政状況は厳しいですが担当課としては、今言われた紙おむつですとか、車椅子、杖等の備品類については是非とも準備したいと考えております。また、事務連絡ですが、この後、他の公務のためF委員が退席されます。

委員長

F委員、一言何かございましたらお願いします。

F委員

吹田市を住みやすい、安心して住めるまちにするために、市の多くの部局や福祉関係の民間の施設や社会福祉協議会が関わっておられるということが、とてもよくわかりました。

事業報告はボリュームがありましたし、結論が出る質問ではなかったので控えさせていただきましたが、広い意味でサービスを提供するというようなまちづくりの部分と、支援が必要な方、介助が必要な方への目配りですとか、そのようなものをキャッチし作っていくという二つがあるのかなと思いつつ見させてもらっていました。

広くというところでは、前向きに必要なものを議論していくということが吹田市はとても充実しているのかなと思えました。もちろん、従来からあります支援が必要な方への取組みについて、市民の声がどれだけ届いているかという中で、介助が必要な方へのサービスですとか、十分サービスが足りているというお声なのか、もっともっと利用したい、利用が必要だといった状況なのかということをお自身知りたかったというのもありました。

私たち子ども家庭センターの業務の中で、吹田市民の方を支援する時にも、市の細やかなサービスに助けられていることがたくさんありますので、市民の方が窓口で述べられる意見ですとか、広報を通しての要望というのをまた取り入れてもらえると、私たち機関ともまた協力してまちづ

くりが出来るのかなと思いながら参加させていただきました。ありがとうございました。

(F 委員退席)

委員長

ありがとうございました。話を戻させていただきます、要援護者への対応のことでやり取りをしていたところですが、実際に名簿があるなら生かすべきだとか、市民にしっかり伝えていくべきだ、あるいはE委員が言われたように1人暮らしの方の場合は家族にしっかり周知しておかないと災害時に困惑するのではないかという御指摘もありました。是非その辺りを含めて鋭意具体的なことが進むように期待したいと思います。皆さんのほうで追加的に御質問御意見ございませんか。万全を期すということは大事だと思いますので、ピッチをあげて進めばいいと思います。是非とも御努力のほうをお願い申し上げます。

(イ) 「まちの縁側」づくり(交流と問題・課題発見の場)の支援について

委員長

重点課題の進捗状況のイ「まちの縁側作り」(交流と問題・課題発見の場)の支援についてということで、事務局より御提案ください。

事務局

資料7の佐竹台地区「まちの縁側」マップ案を御覧ください。吹田市では誰もが気軽にふらっと立ち寄り、仲間作りや生活課題を相談できる場所のことをまちの縁側と呼んでいます。まちの縁側を知っていただく取組みとして、佐竹台地区において試験的にまちの縁側マップを作成しています。作成にあたっては佐竹台地区福祉委員会や、まちの縁側の一つでもあります「さたけん家」に関わりがある大学院生の協力をいただいております。

内容的には、定例的に立ち寄れるまちの縁側「さたけん家」「佐竹台サロン」「ふれあいリビング」の3つ、その他、佐竹台地区福祉委員会の活動も3つ掲載しています。今、写真は施設しかないのですが、参加者がサロンを楽しむ様子がわかる写真を載せることも検討しています。

また、本市では市民が気軽に立ち寄れるほど、まちの縁側が十分に整備された状態ではありません。そこで、地域におけるまちの縁側づくりへの関心を高めるため、まちの縁側啓発冊子を今年度中に作成する予定をしております。本日資料は準備できておりませんが、冊子の中で、様々な種類のまちの縁側の成り立ちや運営主体、運営方法等をまとめることで住民の皆さんに身近に感じていただき、新たなまちの縁側の設置につなげることができればと考えています。

詳細につきましては、次回の推進委員会にて報告させていただきます。以上になります。

委員長

まちの縁側をどんどん広げましょうということを計画でも言っています。広がりつつあるところにさらに支援をして、市民のものにして定着していくよう、マップ作りに関わっているということですね。マップを作る経費はどこが負担する等はあるのですか。

事務局

マップの予算は特にございませぬ。今回お示ししましたマップは印刷業者が作ったようになっておりますが、ほとんど大学院生がデザインしてくださいました。

委員長

他の地域でもいろんな取組みを広報物として配布したいという思いはあると思いますが、地区住民の数を考えればそれなりにお金がかかると思っています。そういった辺りの配慮もまたよろしくお願ひします。大学院生が関わっているとのことですが、今はどこの大学も地域と関わろうという方針を持っています。地域の方にとってもそのような関係が作られることはいいことだと思ひます。福祉総務課も印刷の便宜を図るなどすると上手くいくと思ひます。私も実は佐竹台に何度か寄せていただいているのですが、佐竹台の活動を資料にしていけば市民の方もわかりやすいので、いい取組みだと思ひます。

A委員が関わっておられる千一地区もホームページを作って、どういふ取組みをいつやっているかということがわかるようになっていきました。いろいろな形で市民の皆さんが横のつながり作りをしようという取組みがありますので、それをさらに定着させる支援が大事になっているのではと思ひます。何か今報告いただいたことに御質問、御意見はありますでしょうか。

これは佐竹台のマップですが、吹田市全体のまちの縁側マップのような資料も作るという風に言われましたか。

事務局

このマップは佐竹台地区のまちの縁側を知っていただく取組みになります。これとは別にまちの縁側を作る支援も進めております。吹田市には様々な団体が運営するサロンがあります。例として地区福祉委員会、NPO、事業所、地域住民がやっておられるサロンが挙げられます。それらサロンをいろいろ紹介させてもらうような冊子を作って、同じようなお立場にいらっしやる方々に「やってみようか」といふような意識付けができればと考えております。吹田市全体のまちの縁側をピックアップできるかどうかは難しいと思ひますが、そういうような啓発本の作成を今年度中に行いたいと思ひます。

委員長

社会福祉協議会でも地区ごとに行っている取組みの資料を作っていましたよね。その辺りとも連携して、効果的、効率的に進めていただけたらと思ひます。佐竹台サロンは月曜日から金曜日の正午から午後4時までやっておられるのですが、これは非常に頑張っておられます。そこに福祉相談会を第一、第三木曜日に設定し、CSWに来ていただくようなセッティングもされているようで非常にユニークな取組みではないかなと思ひています。前々から注目させてもらっているのですが、そういうことも知っていただくことが大事だと思ひますので、一つの例を参考にしてそれぞれの地域でさらにこういうものが広がったらいいのではないかなと思ひます。

カ 第2次吹田市地域福祉計画 中間報告書の作成について

委員長

先ほども触れましたが、第2次吹田市地域福祉計画の中間年になるということもあり、中間報告書の作成ということが課題になってくるわけですが、そのことについて事務局の考え方を御提示ください。

事務局

資料8の第2次吹田市地域福祉計画 中間報告書案を御覧ください。本年で第2次吹田市地域福祉計画が中間年になりますので、3年間の推進状況の点検と、今後2年間でどのような施策を重点的に進めるかをまとめました中間報告書の作成を進めております。

ページを一枚開いていただきますと目次がございます。冊子の主な構成ですが、一章には中間報告書の趣旨等を記載しております。二章には、平成23年度(2011年度)から平成25年度(2013年度)までの地域福祉計画の主な進捗状況をまとめています。重点課題とその他の具体的施策を分けております。三章には、平成26年度(2014年度)と平成27年度(2015年度)の2年間でさらに重点的に取り組むべき施策をまとめています。以降のページは資料となります。

少し細かく見ていきますと、2ページから5ページまでは、これまでの重点課題の進捗状況をまとめています。今年度末までの取り組みについて掲載しますので、随時更新を行う予定です。

6ページから13ページまでは、重点課題以外の地域福祉を推進する上での具体的な施策をいくつか掲載しております。本来でしたら全ての施策の進捗状況を記載するところですが、内容をわかりやすくまとめる意味もあり、地域福祉を推進する上で特に重要な施策や、第2次吹田市地域福祉計画の策定から制度等が大きく変わった施策を抽出して記載しております。

14ページから15ページは、来年度及び再来年度に重点的に取り組むべき施策を記載しております。内容としたしまして、重点課題にも挙げておりますが災害時要援護者への支援について、高齢者が安心して暮らすための地域の見守りネットワークの構築、高齢者・障がいのある人の権利擁護、児童虐待の未然防止と子どもや家庭への支援体制の充実の4つを掲げました。

また、先月、この中間報告書案について、作業部会にも確認いただいたのですが、青少年のニートやひきこもり等の青少年の課題についても今後重点的に取り組むべき施策にあたるのではないかという意見をいただいております。本中間報告書の内容につきましては、今年度末まで検討をさせていただき、来年度当初に発行をさせていただく予定です。報告は以上になります。

委員長

中間年であるということで、中間報告書の作成の準備を始めているということです。作業部会等でもこのことについて議論を進めてくださっているようで、年度内に完成をさせていきたいということです。先ほど事業の概要と実績というのがありましたが、そういうものも踏まえながら、ここに反映できればいいかなと思いますので、また御意見を頂戴したいと思います。現時点で今の事務局の考え方に対しまして御意見・御質問がありましたらお伺いしますがいかがでしょうか。

中間報告書を作成して、市民の方々にも見てもらえるように何らかの冊子を作るなり、ホームページにアップするなど考えていますか。

事務局

ホームページにアップさせていただきますし、住民の皆さんに配れるような冊子を作成する予定です。

委員長

かなり目次立てをしていただいています。御意見があれば反映して豊かにしていきたいと思っておりますし、先ほど私が言いました経年変化の相談回数等も平成23年度(2011年度)、平成24年度(2012年度)と入っていますので、そういうことも一つの変化としてみていくことも出来ると思っておりますので、参考にしてみてください。

14ページの今後さらに重点的に取り込むべき施策として、4点あげられていまして、ここはもっと中間地点において何をやるべきかということについて、もっと意見を出し合って詰めていければいいのではと思います。大いに意見をお持ちいただければと思います。こういう方向性で中間報告書の作成を進めまして、また部会においても検討なさると思うのですが、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

キ その他

委員長

議事のキ、その他とあるのですが、事務局としてその他の内容ございますか。

事務局

特にありません。

委員長

わかりました。今日は新しい条例に基づく委員会として設置され、第1回目の会議でもありました。そして久しぶりの委員会でもあって、この間の様々な活動の取りまとめも頂いております。そういうことも踏まえまして、是非とも委員の皆様一言で結構ですので、御感想なり、今後の御意見なりをお伺ひしたいと思ひのですが、G委員から願ひできますか。

G委員

今はですね、自治会でも福祉についてもっと深く取り込んでいかなければならないのかなと思ひます。往々にしてそれぞれの組織で形式的に取組んでおられることは事実なのですが、災害の問題だとか細かいところまで掘り下げることが必要です。今検討しているのですが、災害に強いまちづくりのためには要援護者の方たちのために、どのような体制を作っていくか、目標をしっかりと作って、組織だった援護体制を作っていくことが大事かと思ひます。様々な資料を出していただいているのですが、そのようなことを踏まえてですね、地域の実態に合った、あるいは取りざたされるいろいろな問題について自ら取り入れて推進したいと思ひています。今、そういう点について進めているような状況ですので、非常に重要な課題でありますし、関心を持って進めていかなければならないと思ひております。以上です。

D委員

この地域福祉計画が中間年ということですが、最初に計画されたときと、委員長も言われていましたが経年変化ですね、大きく変わっている部分がたくさんあります。特に、私は保育所を運営しているのですが、待機児童の問題があります。これが実際今出ている数字が正しいかどうか、その辺りも含めて考えますと、中間ではなくどこかで変えていかなければならないかもしれません。また保育についても制度が変わっていきます。そういうことを考えるともっとスピード化を図っていただければと思います。

H委員

資料にはたくさんの情報が書かれており、自分の関わっているところについてはわかりますが、知らないこともたくさんあります。私は社会福祉協議会と関わりが深いのですが、社会福祉協議会やボランティアセンターなどが吹田市民に本当に知られているのかなといつも思います。

近くにいますと実態はわかるのですが、なかなか一般の方、ボランティアの方も知らないところがあって残念に思います。例えば社会福祉協議会で社協だよりを作っていますが、様々な地域福祉の場で活動されているというのを、違う視点でボランティアさんにも見てもらえればと思います。

実は2日前に障がい者の方から御電話がありまして、そのような話が出てきました。社協やボランティアセンターに困っていることを相談することや、ボランティアセンターからも点訳等のボランティアに繋ぐことができるといったことを伝えました。これらの機関を皆さんに知っていただくような、草の根的なビラを配る活動をした方がいいのではと思います。

困っている人は本当にどこに聞けばいいかわからないので、市に問合せたり我々に相談してきたりします。市の方もわかる範囲では答えてくれますが、本当に聞きたいことではなかったということも多いのが事実です。そういうちょっとしたことは、視覚に障がいがあったりするとわからないので、身近な相談窓口も必要だろうと思います。ボランティアセンターになにかできることがあればと思いますが、私の回りでも地域福祉を少しでも理解していただければと思いながら聞いておりました。

災害のことも大変なことだと思うので、考えていただいて、お願いしたいことだなと思います。まずは身近なところから、関われたらいいかなと思いながら聞いておりました。

I委員

地域福祉に関わる事業内容がたくさんありましたが、内容を拝見させていただいて本当に興味深い内容であったり、魅力的な事業がありながら、私たち支援者がつなげるということをやなかなか出来ていないなということをお話を聞いて実感しました。

ひとつひとつが大事な社会資源だと思いますので、吹田に住んでいらっしゃる方が吹田に住んでいてよかったなと思えるような活用が出来るように私たちが情報を提供できるという体制を作るということも大事だと思いました。

中間報告書に今後重点的に進める施策が4つ載っていました。3番の高齢者・障がいのある人の権利擁護の推進というところで認知症サポーターの養成研修というのは非常に盛んにされているのかなと思うのですが、障がいを持った方というところの権利擁護というのが、まだまだかな

と思うところがあります。先ほどから福祉避難所のお話も出ているのですけれども、災害時に、特に知的障がいをお持ちの方は、車の中で過ごしたという方が非常に多かったと聞いています。福祉避難所であっても過ごせなかったという方がたくさんいらっしゃるの、そういった障がい者の方の理解や啓発を含めていろいろ検討していかなければならない課題かなと思います。

H委員

認知症サポーターの件ですけれども、講座をさせていただいて障がい者の方が来られたのですが、お話がよかったと感想をいただきまして、今度障がい者の団体も来たらどうかということも聞きました。本当にやってよかったと思いますし、繋がりを大切にしていけたらと思います。

A委員

私は当初から委員会に参加させていただいております。私は千一地区の出身なので、印象に残っているのはモデル地区としてほっとサロンをやらせていただいて、今では7年目を迎えております。その中で今、特に力を入れているのは土曜日に引きこもりの方に来てもらおうということで、福祉委員会、民生委員会をお願いして、一緒に同行してサロンに来ていただいております。多いときで4組ほど来られております。また、日曜日には安心サポーターというのを行っていただき、CSWにもお力を貸していただきたいと思っているのですが、今は民生委員だけで行っています。そこで相談業務を行っていただき、その日は一般のお客さんは入れません。不安や悩みを持っている方が気軽に来れるようにしようと、日曜日の午前中に行っております。相談事から日常茶飯事のお話をお聞きしたりしています。認知症の方々もときどき来られます。また、引きこもりで40代くらいの方ですがうつになられまして、その方の診療所の先生と相談しながらお付き合いさせていただき、今、サロンのボランティアに入ってもらっています。うつの人が回復してお客さんともお話できるようになりました。そのようなことをさせてもらっています。

また、私は民生委員の立場から参加させていただいておりますが、微力ですけれども出来るだけ吹田市の福祉計画というものを知らせようと、大阪府の民児協の会長連絡会で事あるごとにお話させてもらっています。民児協のホームページを充実させていこうということで、この概要と実績にもあるのですが、大阪府のホームページのところに吹田市の民生委員の活動の状況ですね、そういうものを載せています。他の市町村もそれに同調されまして、それぞれのトピックスなどをホームページに載せるということになっております。できればそのような形で進めたいですし、委員ではあるのですが、一般の人とお話をする中でそういうものを吸収して、福祉計画に反映していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

C委員

吹田市社会福祉協議会は小地域ネットワーク活動を中心に、各地域で地区の福祉委員会活動など現場の実践活動を行っているわけです。そういった中でいろいろと案が出てきますが、本当に実行できるのかどうかが一番のポイントだと思います。実際に、実行・実践に基づくプランだということと、それをどう反復していくかということ、そういった現実の行動というのが一番大事だということが、こういった施策を検討させてもらう中でいつも感じるところです。机上のプランでは何もならないので、できれば素早く現場で実践することが大事なのではと思いました。

資料の 14 ページに先ほどから話題になっております要援護者の登録数がありますが、平成 23 年度（2011 年度）から毎年登録者が減少傾向にありますね。先ほども事務局からお聞きしましたが 1,447 人が今の登録者数ということで年々減っています。登録者が該当者の一割前後だというのはこれが増えていかない点ですが、取組み方に問題があるのではと思います。当然、行政だけではなく地域の福祉委員会や、自治会などいろいろな組織と協働しながら推進していかなければならないと思います。生きたプランにどんどんしていきたいと思いました。

それから最後これはお願いなのですが、事務局からの報告について聞きづらいことが多々あります。次回からはもう少し大きな声で報告をしていただくか、マイクの使用をお願いします。

E 委員

私は定年まで企業に勤めていましたので、ほとんど地域のことは知りませんでした。定年後に地域のことやボランティア活動のことを知りたくていろいろな講座を受けました。そして、前にも申し上げたのですが、地域における様々な活動は地域格差があります。ある地域ではマンションのお隣同士でまったく会話がないし、どこに誰が住んでいるかも知りません。自治会の回覧板もそういったところには回ってきません。回覧板でボランティアの募集をしたら、ある程度集まりそうなものですが、そのような案内は回ってこないようです。申し訳ないのですが、私も自分が住んでいる地域の自治会長、民生委員、福祉委員を知りません。ある地域では、地域包括支援センターが何をするとところか知らないようです。しかし介護を受けるようになって、どこに相談していいかわからない。そういったときに、市民がまったく興味を示さないことは問題だと思います。また、ボランティアセンターに行ったらいろいろとボランティアさんがいるので、教えてもらったとアドバイスするとそれもわからない。そういうことをわからない市民の多さが問題ですよね。地域福祉計画は素晴らしい計画なのですが、一般市民は知らないし、私も読んでみてこんなことをしていたのかという感じです。それらの情報を自分の物にするのもすごい時間がかかります。このようなお話を御近所とお話する機会はありませんでして、今はいろいろとボランティアをやっていますが、地域外で行っています。今は勉強している最中ですが、様々な情報について市民は知らないことが多いですので、宣伝不足かなと感じています。

B 委員

私もずっと仕事をしていまして、やっといろいろなことに関わることができてきたのですが、今言われたようなことを私も感じます。宣伝広告についてですが、千里丘の駅は若い人が通過しますし、広報できるような場所、ポイントを押さえていくことも大事かと思います。

もう一つ、計画の中にボランティアの方の数が少ないとあります。若い人が参加できる環境がないことも問題ですが、先ほどの佐竹台の話にもありましたように、若い学生が才能を生かして関わっている例もあるとのこと。いろいろな才能を持っている方もいますし、その才能を活用できるような仕組み作りと広報をうまく行うことができればと感じています。吹田は若い学生が多いですので、どのように関わるかの具体的な仕組み作りやコミュニケーションを図ることが大事かと思います。

副委員長

いくつか大事な論点が出されたかと思えます。地域福祉の常かもしれませんが、いろいろな事業に来て欲しい人ほど来てもらえないことや、届けたい人に届けられないことのもどかしさがあると思えました。本日、防災訓練が話題にあがっていましたが、過日、作業部会がありまして、その中の話で防災訓練に参加する人は元気な人ばかりで、要援護者こそ参加して欲しいがうまくいかないというジレンマが語られました。そういう意味で何度か議論がありましたが、少なくとも要援護者名簿はあるわけで、まずは防災訓練の際にその名簿を運用してみて、どうだったのか検証してみることも大事なことではないかと思っています。また、最後の方で事務局から中間報告書の青少年の課題について触れていましたが、これも作業部会である委員から出た意見です。青少年の問題というのは、これまでの計画でも大きくクローズアップされたわけではありません。青少年と言ってしまうと20歳そこそこの若い方を想定しまいがちですが、実際しんどい思いをされているのは30代後半から40代くらいの方々も含まれてくるのではと思います。いわゆる、第1次就職氷河期を経験されてきた方々がそのくらいの年になります。ニートや引きこもりというキーワードがあがっていますが、もう少し、ざっくりとした言葉でいうと若年無業者と言ったらいいのでしょうか、仕事や社会とのつながりを断ち切られた青年世代への支援をどうしていくかということも大きな問題になるのではと思います。私の記憶が正しければ、公式にはニートというのは39歳までらしいです。しかしながら40歳になったらニートではなくなるといったことはないと思いますので、そういった部分の支援もしていく必要があります。実際には地域のいろいろな活動の中で、特に周知はしていないが、そういった方々を支援してきた実践があると思えます。いろいろなサロンや、そういった場が行き場のない方々の居場所になっていた報告もありましたので、そういう実践を拾い集めながら、ある方向性を出していけたらと思えました。また、11月に市民フォーラムもありますし、少しずつ市民の方々の意見を集めていながら、計画が実際に生きたものになるように運用できればと思っております。

委員長

我々は地域福祉計画の推進委員でありまして、推進するためにいろいろな日々の努力や御提言をいただくわけですが、今後ともよろしく願いいたします。

皆様の日ごろの実践も継続して御報告いただきたいのですが、吹田市や吹田市社会福祉協議会に対してもお気づきの点がありましたら、御提言いただければと思います。この委員会を開催している間だけが、委員としての役割を果たすところではないと思いますので、常日ごろから行政や社協に提言いただきながら地域福祉計画が実りあるものにしていけたらと思えます。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。